


評価公表日：2022年1月14日

評価対象	評価符号
<p>みずほ証券</p> <p>【会社概要】 日本の三大金融グループの一角を占めるみずほフィナンシャルグループの中核証券会社。</p>	

【評価維持】

みずほフィナンシャルグループ全体で、経営層がリーダーシップを発揮して FD を推進している。従来から掲げるグローバル・エクイティ戦略が実績として表れている点、足元において、顧客のニーズを重視したコンサルティングに注力し、様々な施策を打ち出している点などを評価し、「S+」とした。

評価のポイント

- 顧客本位の業務運営に係る方針等の策定・公表等
経営層のリーダーシップのもと、顧客本位の業務運営（Fiduciary Duty：FD）専門部署を設置し、みずほフィナンシャルグループ及びグループ他社とともにグループ一体で継続して FD 推進に積極的に取り組んでいる。また、こうした取り組みを顧客に分かりやすく発信しようとする工夫もみられる。
- 顧客の最善の利益の追求
顧客にふさわしい優良な投資機会を提供するために必要となる高度な専門性を向上させるために、資格取得促進などの面で強化を続けているほか、FD を企業文化として定着させるため、重層的な浸透策を続けていると認められる。
- 投信販売方針策定及び販売、レビュー
世界経済の成長を資産運用に取り込むことで家計を豊かにすることをコンセプトとする商品戦略を継続しており、実績も伴っている。足元ではコンサルティングに力を入れており、顧客ニーズを深く把握するための施策などを相次いで打ち出している。
- 取扱投信の選定・モニタリング
投信調査を行う体制として高い専門性を有する人員を配置し、取り扱い投信の選定・非勧誘などの判断を行っている。新規投信の選定および定期的なモニタリングのプロセスは明確で適切である。
- 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
業績表彰制度においては収益より基盤を重視した評価体系としている。定性面も重視し、業績に傾注した業務運営では評価されない仕組みを取り入れている。営業実績よりも顧客本位の姿勢を重視する認定制度も継続している。



株式会社 格付投資情報センター
Rating and Investment Information, Inc.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地テラススクエア
株式会社格付投資情報センター 投資評価本部
TEL.03-6273-7309

E-mail randi_fd@r-i.co.jp www.r-i.co.jp
©Rating and Investment Information, Inc.

「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」について

銀行、証券会社などが、いかに投資信託の販売において「顧客本位の業務運営」を行っているか、その取組方針や取組状況を依頼に基づき、中立的な第三者の立場から評価します。投資信託の購入に際してアドバイスを必要としている個人投資家が販売会社を選ぶ際に、この評価を参考指標として利用することを想定しています。

評価符号とその定義は以下の通りです。

符号	定義
SS	顧客の最善の利益を図るための取組みが十分に行われており、非常に多くの優れた要素がある。
S	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、多くの優れた要素がある。
A	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、優れた要素がある。
B	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われているが、改善すべき要素がある。
C	顧客の最善の利益を図るための取組みが不十分であり、改善すべき要素が多い。

(注) S と A については、上位評価に近いものにプラスの表示をし、それぞれ S+、A+ と表示することがあります。プラスも符号の一部です。

R&I 顧客本位の投信販売会社評価は、投信販売業務を行う金融事業者の「顧客本位の業務運営」に関する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。十分信頼できると判断される情報源からの情報に基づき評価を実施していますが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。この評価情報の利用によって何らかの損害が発生した場合、その原因がいかなるものであれ、R&I は一切の責任を負わないものとします。R&I 顧客本位の投信販売会社評価は R&I 投信定性評価・定量評価レーティングとはそれぞれ独立のものであり、互いの評価に影響を与えるものではありません。R&I 顧客本位の投信販売会社評価の業務は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。